

企業ごとのニーズに応じた制度設計

企業のニーズに応じて、掛金設定方法、加入者の範囲、事業主返還の有無など企業ごとに一定の範囲内で自由設計することが可能です。

自由設計が可能な点

- 掛金設定方法
- 加入者の範囲（前払いとの選択制にも対応できます。）
- 事業主返還の有無（勤続3年未満で退職した際の事業主への資産返還を設定することができます。）
- 他制度（確定給付企業年金、退職手当制度）からの資産の移換

はまぎん・明治安田総合型DCプランの運用商品ラインナップ

商品分類	運用商品名	商品提供会社	運用会社	
元本確保型商品	定期預金	はまぎんDCスーパー定期5年	横浜銀行	
	生命保険	予定利率変動型 確定拠出年金保険(5年)	明治安田生命	
	生命保険	予定利率変動型 確定拠出年金保険(10年)	明治安田生命	
ライフサイクル/バランス型	アクティブ	明治安田DCグローバルバランスオープン	明治安田アセットマネジメント	
	アクティブ	明治安田DCハートフルライフ(プラン30)	明治安田アセットマネジメント	
	アクティブ	明治安田DCハートフルライフ(プラン50)	明治安田アセットマネジメント	
	アクティブ	明治安田DCハートフルライフ(プラン70)	明治安田アセットマネジメント	
	アクティブ	明治安田DC先進国コアファンド	明治安田アセットマネジメント	
	国内債券	パッシブ	明治安田DC日本債券パッシブファンド	明治安田アセットマネジメント
		アクティブ	明治安田日本債券ファンド	明治安田アセットマネジメント
	国内株式	パッシブ	DC・ダイワ・ストックインデックス225(確定拠出年金専用ファンド)	横浜銀行 大和証券投資信託委託
		パッシブ	明治安田DC・TOPIXオープン	明治安田アセットマネジメント
		アクティブ	フィデリティ・日本成長株・ファンド	横浜銀行 フィデリティ投信
	外国債券	パッシブ	フィデリティ・日本小型株・ファンド	横浜銀行 フィデリティ投信
		パッシブ	明治安田DCトピックスプラス	明治安田アセットマネジメント
パッシブ		ステート・ストリート・DC外国債券インデックス・オープン	横浜銀行 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ	
外国株式	パッシブ	DCダイワ新興国債券インデックスファンド	横浜銀行 大和証券投資信託委託	
	パッシブ	DCダイワ外国債券インデックス	明治安田生命 大和証券投資信託委託	
	パッシブ	明治安田DC外国債券オープン	明治安田アセットマネジメント	
不動産	パッシブ	ステート・ストリート・DC外国株式インデックス・オープン	横浜銀行 ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ	
	パッシブ	野村新興国株式インデックスファンド(確定拠出年金向け)	横浜銀行 アセットマネジメント 野村	
	パッシブ	DCダイワ外国株式インデックス	明治安田生命 大和証券投資信託委託	
パッシブ	明治安田DC外国株式リサーチオープン	明治安田アセットマネジメント		
パッシブ	DC・ダイワJ-REITオープン	明治安田生命 大和証券投資信託委託		

■企業ごとに運用商品を追加・削除することはできません。

給付の受取方法

給付の種類は、老齢給付金、障害給付金、死亡一時金の3種類があります。一定の要件に合致する場合、脱退一時金を受給できます。

給付金の種類	支給要件	受取人	受取方法
老齢給付金	60歳以上で、一定の加入期間がある場合	本人	年金又は一時金
障害給付金	加入者等が政令で定める高度障害になった場合	本人	年金又は一時金
死亡一時金	加入者等が死亡した場合	遺族	一時金

※年金の受取方法は確定年金(5年、10年、15年、20年)、終身年金(保証期間5年、10年、15年、20年)、分割年金(5年、10年、15年、20年)より選択可能です。

老齢給付金の受取時期

加入期間が10年に満たない場合、受給開始年齢は下表のようになります。また、遅くとも70歳までには受給を開始しなければなりません。

加入期間	「受取」を請求できる年齢
10年以上	60歳から
8年以上	61歳から
6年以上	62歳から
4年以上	63歳から
2年以上	64歳から
1ヵ月以上	65歳から

充実した加入者サポート

スターターキット（テキスト）

確定拠出年金制度の内容や投資に必要な基礎知識をグラフや図表を用いて分かりやすく解説しております。

加入者教育DVD（はまぎん・明治安田総合型DCプラン専用DVD）

導入時に行なう投資教育は加入者教育DVDを全員に配付する方法で行なうことも可能です。加入者教育DVDは、専門用語をできるだけ使わず、確定拠出年金をまったく知らない方にもわかりやすく制度や商品を説明した内容となっております。※投資教育で豊富な経験と実績をもつ講師による説明会にもご対応いたします。

コールセンター

経験豊富なオペレーターが、加入者のみなさまからの様々なご質問・ご照会について対応いたします。

ホームページによる情報提供

Webサービスでは、確定拠出年金制度や投資に関する基礎知識、運用商品に関する情報を24時間いつでもご覧いただけます。また、記録関連業務の再委託先Webへアクセスすることにより、各種ご照会、お手続きが可能です。



株式会社 横浜銀行
 確定拠出年金担当
 〒220-8611
 神奈川県横浜市西区
 みなとみらい3-1-1
 電話 045-225-1111(代表)
 受付時間 銀行窓口営業日の
 9時から17時

明治安田生命保険相互会社
 〒100-0005
 東京都千代田区丸の内2-1-1
 電話 03-3283-8111(代表)
 総法人第五部 法人営業第三部
 〒231-0033
 神奈川県横浜市中区長者町5-85
 電話 045-253-4412

担当者

はまぎん・明治安田 総合型DCプランのご案内



ご留意事項

- はまぎん・明治安田総合型DCプランは明治安田生命総合型企業型年金規約に基づき制度運営され、参加企業は同一の規約の適用を受けます。そのため、参加企業は他の参加企業に制度の内容等が開示される場合があります。
- 運用商品ラインナップはプラン共通のものとなります。そのため、企業ごとに運用商品を追加・削除することはできません。
- このパンフレットははまぎん・明治安田総合型DCプランの概要をご説明したものです。詳細につきましては、担当者までお問い合わせください。

(運用商品提供会社)



(運営管理機関・運用商品提供会社)



企業型確定拠出年金制度の仕組み

雇用の多様化、少子高齢化社会の到来、運用環境の変化と退職給付会計基準の変更など、退職金・企業年金を取り巻く環境変化により、企業型確定拠出年金制度を導入する企業が増えています。

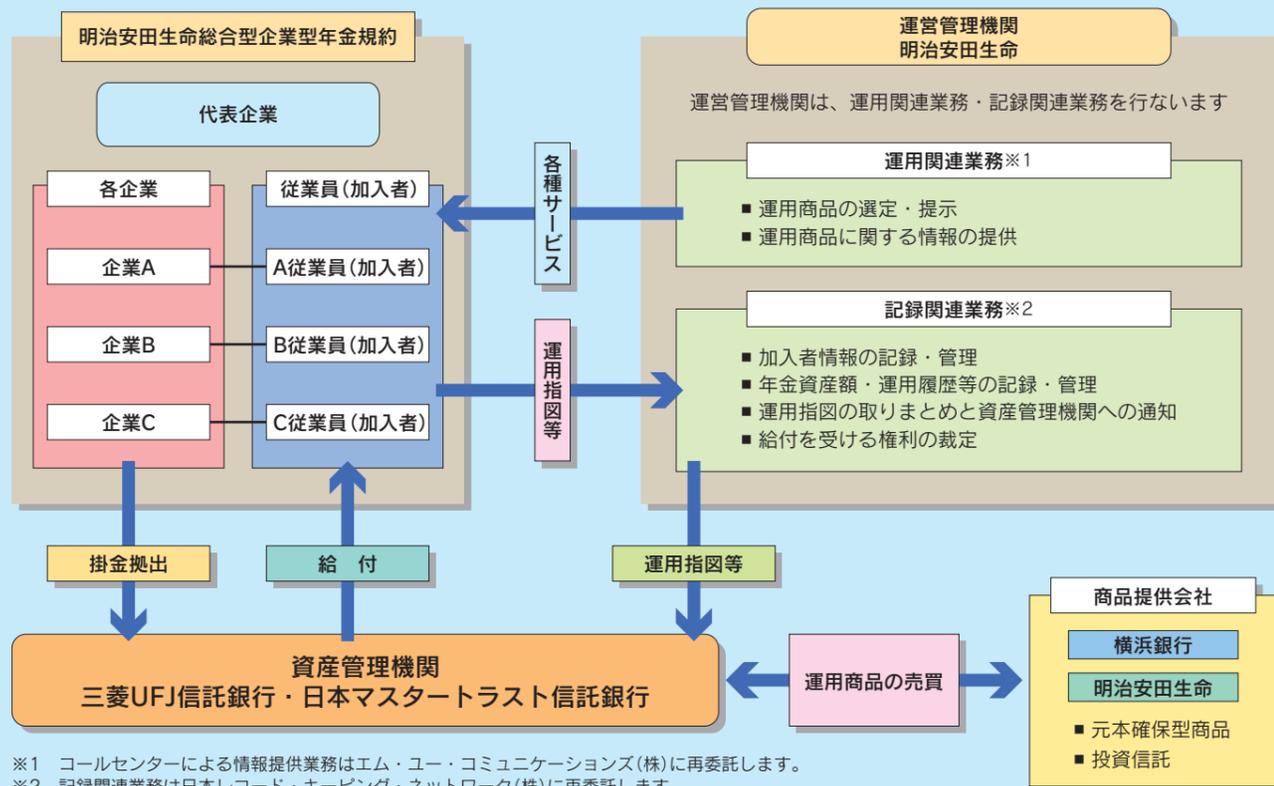
企業型確定拠出年金制度は、従業員（加入者）が自己責任のもとで運用し、その運用成果によって将来の受取額が変動する制度です。離転職時に積み立てた年金資産を移換することができるのも大きな特長です。また、掛金の拠出時、資産の運用時、給付の受取時に税制優遇が受けられます。

	企業にとって	従業員（加入者）にとって
特長	● 退職給付債務が発生しない	● 自分のライフプランにあった運用設計ができる
	● 掛金が損金算入される	● 自分の年金資産残高を常に把握することができる
	● 年金資産の運用リスクを負わなくてよい	● 離転職時に自分の年金資産を持ち運ぶことができる
	● 中途採用により優秀な人材を確保しやすい	● 運用、受取時に税制優遇が受けられる
留意点	● 確定拠出年金制度を従業員に周知徹底する必要がある	● 運用を自己責任で行なう
	● 計画的な投資教育を実施する必要がある	● 原則60歳まで給付を受け取れない

そこで、企業型確定拠出年金制度を迅速かつ低コストで導入可能な「はまぎん・明治安田総合型DCプラン」をご案内いたします。このプランは、明治安田生命が制度運営を担う運営管理機関となり、横浜銀行と明治安田生命が運用商品の提供を行ないます。

はまぎん・明治安田総合型DCプランの仕組み

代表企業が承認を受けた企業型年金規約に複数の企業が参加する年金プランです。



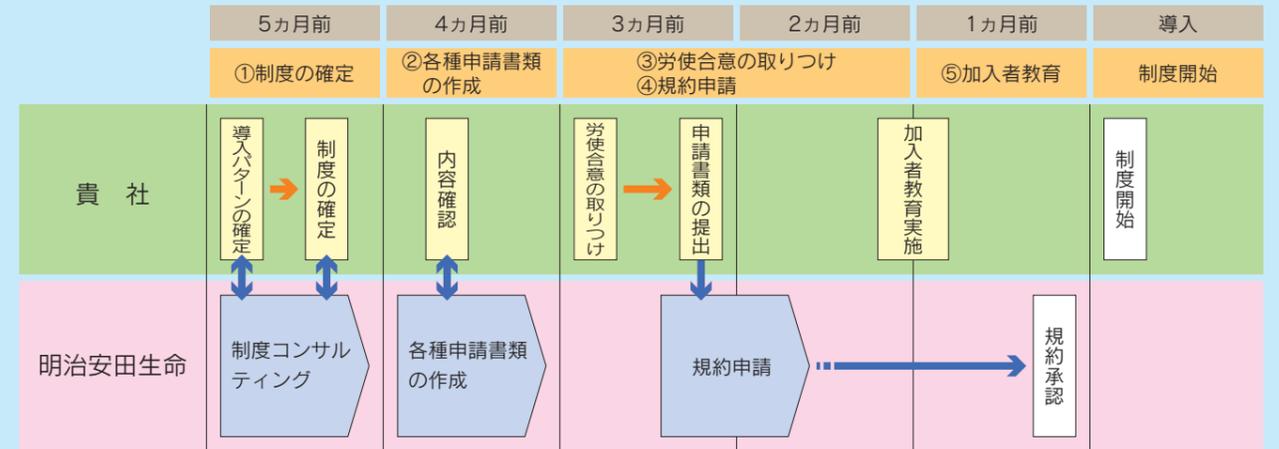
はまぎん・明治安田総合型DCプランの特長

特長1 迅速な制度導入

1つの企業型年金規約を複数の企業で共有し、確定拠出年金制度を運営するので、導入時の申請手続きを簡略化でき、単独で確定拠出年金制度を導入する場合に比べ、短時間で導入することができます。

導入スケジュール

(確定給付企業年金など他制度からの資産移換がある場合などは、移換元となる制度の廃止、変更手続きが必要となります。)

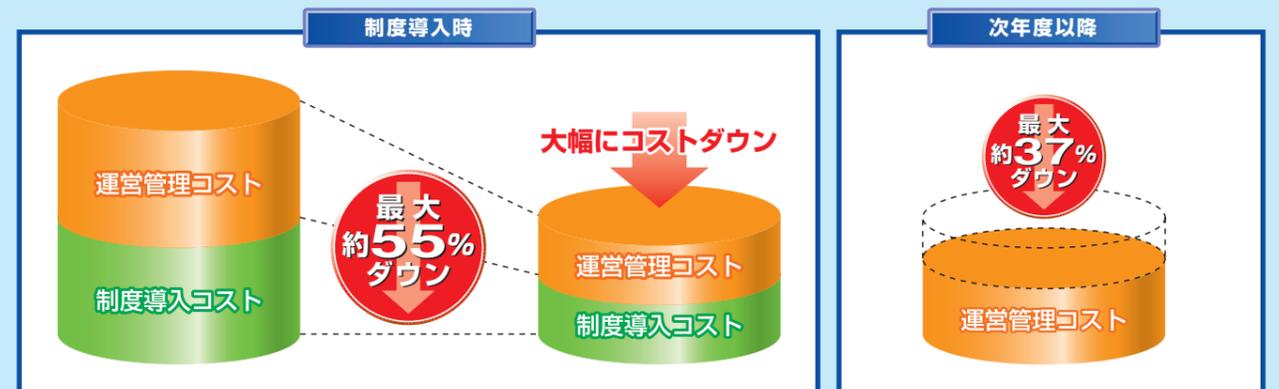


※ 関東信越厚生局への各種申請書類の作成・規約申請は明治安田生命が代行いたします。

特長2 低コストで制度運営

参加企業でコストを分担するため、単独で確定拠出年金制度を立ち上げる場合に比べて、制度導入時のコストを最大で約55% (明治安田生命比)、次年度以降のコストを最大で約37% (明治安田生命比) 抑えることができます。

手数料イメージ



※制度導入コスト、運営管理コスト以外に発生するコストとして、資産管理機関に支払う手数料があり、当該手数料は従業員(加入者)等の負担となります。

- 制度導入・運営管理コスト内でご提供する、主なサービス内容は右記のとおりです
- レコードキーピング
 - Web・コールセンターによる情報提供
 - 運用商品の選定およびモニタリング費用
 - 加入者レポートの発行 (年2回)
 - 規約の作成・承認申請に関する手続きの代行 など

従業員(加入者)数	制度導入時	次年度以降
100名の場合	約43万円※1	約36万円※2

※1 投資教育スターターキット(テキスト)を含みます。セミナー開催等の費用は別途料金がかかります。金額は税抜です。

※2 従業員(加入者)の追加加入、退職等の異動が無い場合の金額です。金額は税抜です。